

小規模定時制通信制における合同チーム参加資格の特例に関して(経緯及び解説)

1. 趣旨

平成14年度の定時制通信制部会問題検討委員会及び全国代表者会議において、「部員不足による合同チーム」についても全国大会の参加資格を与える方向性が確認され、全国高体連定通部問題検討委員会等による規約改正の検討が開始された。

検討段階で整理すべき事項、もしくは予想しうる問題として以下の点があげられた。

- ・部員不足をどの段階で確認し、合同チームの結成を誰が承認するのか。
- ・合同を認めるのは単年度を原則とするという方向性で良いのか。

→「統廃合を前提とした合同の場合には、一度合同チームにすると分かれられない。」という原則があるが、この規定との整合性。

→単年度での合同が原則となると、指導上の継続性の問題が出てくる。

- ・すべての合同を認めることについては、返って活性化に対してはマイナスではないか。部員不足を補う内部努力をせず、安易に合同に走ることも予想される。また逆の効果としてチーム数の減少につながる危険性がある。
- ・この規約変更が強化につながる可能性がある。現実には大規模校どうして登録選手を絞って合同すれば、かなりの強化ができる。
- ・「試合のみの合同ではなく、練習においても合同」という制限をかけるのか。

以上のことをふまえ、「部員不足による合同チームの参加資格」については、チームを編成することが物理的に困難と思われる小規模定時制通信制の問題として整理し、「小規模定時制通信制における合同チーム参加資格の特例」として提案することとした。その基本は次の通りである。

- ①物理的に単独でチームのつukれない小規模な定時制通信制を救済することを第一の目的とすること。
- ②指導の継続性、またチームの安定した運営等を配慮し、合同チームは原則として3年間継続すること。

2. 合同チーム編成の要件

合同チームを編成することのできる要件として、当該校の年間の募集人員の合計の上限を120名とした理由は以下のとおりである。

(1) 算定の基準を年間の募集人員としたことについて

実際の部員数もしくは在籍数を算定の規準とした場合、その人数の確定が4月末となり、当該年度の全国大会予選の参加申し込み間に合わなくなる。また合格者数や退学者数、転入転出等、不確定な要素もあって算定の基準としてふさわしくない。一方、募集人員は前年度半ばには明確になっており、また募集要項等によって容易に要件を満たすかどうかの判断が可能である。

(2) 年間の募集人員の上限を合計120名としたことについて

- ①平成15年度のデータでは高体連に加盟する全国の定時制通信制は合計で915校あり、このうち約半数が在籍数100名未満（1クラス募集）である。合同チームの参加を訴える声は、このような高校を多く抱える県であり、また実際に申請を行うと予想されるのもこのような小規模校が中心と思われる。
- ②都道府県によって多少の差異はあるものの、1クラス募集校の募集人員は30名から40名程度である（定時制の場合）。120名という数字は40名×3校から30名×4校の範囲内となり、人数的な区切りとして合理性がある。また60名から80名募集校（2クラス募集）を含むことも可能となり、合同に関してある程度の柔軟性が確保できる。
- ③合同チームの規程が適用されるのは現時点でサッカー、バスケット、野球、バレーボール、卓球（団体）、自転車競技（団体）の6種目である。もし80名から90名程度を上限とした場合、中途退学や定員割れ等の事由によって当該校の実質的な在籍数の合計は200名を割り込むことも想定される。この規模での部活動は特にサッカーや野球において条件的に厳しく、規約の効果がうすくなることが予想される。
- ④200名を越える募集規模の定時制は極めて稀である。仮に120名を越える上限設定をした場合、比較的大規模といわれる定時制もこれに含まれ、事実上ほとんど全ての定時制が合同可能となって「物理的に単独でチームのつくりえない小規模な定時制通信制を救済する」という第一の目的に反することになる。